

前金	部分払
有	一回

令和2年度営教総補第70号  
津市立修成小学校長寿命化改修工事

工事場所	津市 修成町 地内					
工期	225日間					
工事概要	<p>改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、 塗装改修、躯体改修、昇降機設備)</p> <p>外構 ※上記に係る建築工事等 一式</p>					
部長	部次長	参事兼 営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
			設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築	1	式		
電気設備	1	式		
機械設備	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		





普通教室棟					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
防水改修	撤去	1	式		
防水改修	改修	1	式		
計					
外壁改修	撤去	1	式		
外壁改修	改修	1	式		
計					
内装改修	撤去	1	式		
内装改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
発生材処分		1	式		
計					





普通教室棟		防水改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【老朽】						
水洗い	高圧ホンプ 10～15MPa	1,118	m <sup>2</sup>			
下地調整	ポリマーセメントモルタル 平場、立上り、笠木	299	m <sup>2</sup>			
塗膜防水	ウレタン系 平場 遮熱仕様 X-1工法 アスファルト系活性剤含む	808	m <sup>2</sup>			
塗膜防水	ウレタン系 立上り 遮熱仕様 X-2工法	215	m <sup>2</sup>			
塗膜防水	ウレタン系 平場 X-1工法	65.3	m <sup>2</sup>			
塗膜防水	ウレタン系 平場 X-2工法	283	m <sup>2</sup>			
塗膜防水	ウレタン系 立上り X-2工法	45.5	m <sup>2</sup>			
設備架台取り合い 部処理	シーリング	1	式			
脱気筒	SUS製	1	式			
改修用ドレン	φ90 横引用 鋳鉄製	8	か所			
改修用ドレン	φ90 縦引用 鋳鉄製	4	か所			
シーリング	一般部 変成シリコン系(MS-2) 20×10	914	m			
既設屋上フェンス一時 撤去再取付		1	式			
計						





普通教室棟		外壁改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【老朽】						
施工数量調査	打診調査・報告書作成費共	1	式			
水洗い	高圧ポンプ 10～15MPa	103	m <sup>2</sup>			
ひび割れ部改修	モルタル面、コンクリート面 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	140	m			
ひび割れ部改修	モルタル面、コンクリート面 Uカットシール材充填工法	60	m			
浮き部改修	モルタル面 アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 16本/m <sup>2</sup> 、25ml/穴	100	m <sup>2</sup>			
浮き部改修	モルタル面 アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 25本/m <sup>2</sup> 、25ml/穴	20	m <sup>2</sup>			
浮き部改修	モルタル細幅面 アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 5本/m、25ml/穴	100	m			
欠損部改修	モルタル面、コンクリート面 鉄筋防錆 樹脂モルタル塗100*100程度	30	か所			
複層塗材 E	凹凸模様 吹付け 水系フッ つやあり 下塗1回・主材塗2回・ 上塗2回 下地調整 (C-2) 共	2,311	m <sup>2</sup>			
外装薄塗材 E	コンクリート面 砂壁状 吹付け 下地調整 (C-2) 共	218	m <sup>2</sup>			
硬質ポリ塩化ビニル管とい(カラー)	径100 SUS掴み金物@1000内外 エルボ共	90.9	m			
飾樹	塩ビカラー 250×300	8	か所			
計						



普通教室棟		内装改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【老朽】						
(内部)						
天井 化粧 せっこうボード 張り(GB-D)	厚 9.5 準不燃 トライパチン 突付け	11.3	m <sup>2</sup>			
梁型クロス貼	量産品	245	m <sup>2</sup>			
掲示クロス貼り	合板面	516	m <sup>2</sup>			
シーリング	一般部 変成シリコン系(MS-2) 15×10	7.7	m			
ひび割れ部改修	モルタル面、コンクリート面 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	98.8	m			
ひび割れ部改修	モルタル面、コンクリート面 Uカットシーリング材充填工法	17.5	m			
欠損部改修	モルタル面、コンクリート面 鉄筋防錆 樹脂モルタル塗200*100程度	1	か所			
(その他)						
掲示板一時取り外 し再取付		1	式			
カーテンレール・フライント	取外し再取付	1	式			
小計						
【防災機能強化】						
飛散防止フィルム貼り	透明 ガラス清掃共	230	m <sup>2</sup>			
飛散防止フィルム貼り	不透明 ガラス清掃共	14.4	m <sup>2</sup>			
小計						
計						







特別教室管理棟					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
防水改修	改修	1	式		
計					
建具改修	撤去	1	式		
建具改修	改修	1	式		
計					
内外装改修	撤去	1	式		
内外装改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
躯体改修	撤去	1	式		
躯体改修	改修	1	式		
計					
昇降機設備	改修	1	式		
計					



特別教室管理棟		直接仮設				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
【障がい】						
墨出し		1	式			
内部仕上足場	脚立足場程度	1	式			
養生	シート、ベニア含む	1	式			
整理清掃後片付け	施工中、竣工時	1	式			
仮設間仕切	内部間仕切B種 扉、南京錠共	1	式			
小計						
【エレベーター】						
墨出し		1	式			
外部足場 (手摺先行据置型)	枠組本足場	1	式			
垂直養生	メッシュシート張り 防炎I類	1	式			
内部仕上足場	脚立足場程度 シャフト内足場	1	式			
水平養生	防炎ポリエステル張り	1	式			
養生	シート、ベニア含む	1	式			
整理清掃後片付け	施工中、竣工時	1	式			
仮設間仕切	内部間仕切B種 扉、南京錠共	1	式			
小計						
計						





特別教室管理棟		建具改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【障がい】						
<アルミ製建具>						
AD-1	W2630×H2590 カハ-工法	1	か所			
運搬・取付け		1	式			
<鋼製建具>						
SD1	W450×H450 特定防火設備	3	か所			
運搬・取付け		1	式			
<軽量鋼製建具>						
LSD1	W927×H2200	3	か所			
運搬・取付け		1	式			
<ガラス>						
強化ガラス	厚さ4 特寸 2.00㎡以下	6.8	㎡			
ガラスとめ(シーリング)	シリコン 1成分形 SR-1	50.9	m			
<その他>						
建具周囲 モルタル充填	内部建具	14.8	m			
建具廻り モルタル補修	金ごて	1	式			
建具廻りシーリング	一般部 変成シリコン系(MS-2) 20×10	29.6	m			
計						

特別教室管理棟		内外装改修		撤去		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
【障がい】						
(外部)						
段鼻タイル撤去	14.1m程度 下地モルタル共 集積共	1	式			
くつ拭き塩ビマット 撤去	W1500×D900 1か所 集積共	1	式			
カッター入れ	アスファルト面 8.5m程度	1	式			
アスファルト舗装撤去	9.5㎡程度 積込共	1	式			
(内部)						
ビニル床シート撤去	1.3㎡程度 集積共	1	式			
人造石研出し撤去	1.1m程度 下地モルタル共 集積共	1	式			
【エレベーター】						
(内部)						
ビニル床シート撤去	23.6㎡程度 集積共	1	式			
ビニル床シート撤去	18.1㎡程度 アスベスト含有 集積共	1	式			
ビニル床タイル撤去	18.1㎡程度 アスベスト含有 集積共	1	式			
天井合板・ボード 撤去	60.2㎡程度 集積共 点検口、廻縁含む	1	式			
天井木製下地撤去	60.2㎡程度 集積共	1	式			
木製棚撤去	W2160×D950×H1450 3台 集積共	1	式			
計						

特別教室管理棟		内外装改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【障がい】						
(外部)						
<金属>						
スロープ 手すり	ステンレスΦ38×1.2(2段)L=6000支柱共 端部R加工	1	か所			
スロープ 手すり	ステンレスΦ38×1.2(1段)L=6000支柱共 端部R加工	1	か所			
SUS製くつ拭きマット	1500×600 細目 枠共	1	か所			
<左官>						
床モルタル塗り	木ごて 一般タイル下地 厚37	8.1	m <sup>2</sup>			
笠木天端コンクリート 直均し仕上げ	金ごて 幅300	6.9	m			
スロープ タイル張り	150角 磁器質タイル 無釉	8.1	m <sup>2</sup>			
段鼻タイル	150×60 磁器質タイル 無釉 垂れ無し 下地モルタル共	11.1	m			
<エントその他>						
点字シート	300×300×2	19	枚			
既設フェンス一時撤去 再取付		1	式			
(内部)						
<金属>						
ステンレス床見切り目 地	W=5×30 L=1000 (HL)	2	か所			
ステンレス框	SUS304 t=1.5×80 L=1200 (HL)	1	か所			
軽量鉄骨壁下地	50形 下地張りあり @450	26	m <sup>2</sup>			
軽量鉄骨壁 開口部補強		1	式			

特別教室管理棟		内外装改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満 下地張りなし ③300 インサート含む	80.9	m <sup>2</sup>			
軽量鉄骨天井 開口部補強	ボート等切込み共	1	式			
天井点検口	一般タイプ アルミ製 内外枠共目地 450角	9	か所			
<内装>						
ビニル床タイル	半硬質 厚さ2.0 コンボリューションビニル床タイルKT 一般床	18.1	m <sup>2</sup>			
ビニル床シート	マアブル 厚さ2.5 織布積層ビニル床シートFS 一般床 熱溶接工法	42.7	m <sup>2</sup>			
トイレ用防滑性ビニル 床シート	ノワックス 厚さ2.5	17.1	m <sup>2</sup>			
防滑性ビニル床シート	スロップ 床用 t=2.5	1.2	m <sup>2</sup>			
ビニル幅木	高さ100	29.3	m			
壁 強化せっこう ボート張り	強化PB721+強化PB721 片面張 軽量下地共	16.7	m <sup>2</sup>			
壁 せっこうボート 張り(GB-R)	厚12.5 不燃 鋼製、木、ボート下地 下地張り - -	16.2	m <sup>2</sup>			
壁 マラミン不燃化粧 板張り	t3 ボート面 シール共	53.4	m <sup>2</sup>			
壁 マラミン不燃化粧 板張り	t3 モルタル面 シール共	17.9	m <sup>2</sup>			
設備用補強合板	耐水合板 1類 t=12	9.8	m <sup>2</sup>			
天井 化粧 せっこうボート 張り(GB-D)	厚 9.5 準不燃 トラバーチン 突付け	80.9	m <sup>2</sup>			
天井廻縁	塩化ビニル製	90.9	m			
シーリング	一般部 シリコン系(SR-1)防かびタイプ 10×10	18.4	m			
飛散防止フィルム貼り	不透明 ガラス清掃共	4.5	m <sup>2</sup>			
<左官>						
床コンクリート直均し 仕上げ	金ごて 薄張物下地	30.5	m <sup>2</sup>			

特別教室管理棟		内外装改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
<エントその他>						
面台	ホ ｽﾄﾌｫｰﾑ D110 L900	3	か所			
面台	ホ ｽﾄﾌｫｰﾑ D110 L900+1050	3	か所			
ビ ｸﾞﾗﾌ	突出 ﾏｸﾘﾙ t5 200×200 絵文字	3	か所			
小計						
【エレベーター】						
<内装>						
壁 強化せつこう ホｰﾄﾞ張り	強化PB721+強化PB721 片面張 軽量下地共	68.4	m <sup>2</sup>			
軽量鉄骨壁 開口部補強		1	式			
木製巾木	H=90 塗装品	6.3	m			
耐火シーリング	73.2m程度	1	式			
シーリング	一般部 変成シリコン系(MS-2) 15×10	5.7	m			
<左官>						
ビ ｯﾄ防水モルタル	厚さ20	14.2	m <sup>2</sup>			
研り面モルタル補修	金ｺﾞﾃ	1	式			
<エントその他>						
ビ ｸﾞﾗﾌ	突出 ﾏｸﾘﾙ t5 200×200 絵文字	3	か所			
小計						
計						







特別教室管理棟		躯体改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
【障がい】						
<地業>						
砂利地業	再生クラッシュレン	0.9	m <sup>3</sup>			
床下防湿層敷き	ポリエチレンフィルム 厚0.15	6.1	m <sup>2</sup>			
<鉄筋>						
異形棒鋼	SD295A D10	0.1	t			
異形棒鋼	SD295A D13	0.2	t			
鉄筋加工組立	運搬費、スクラップ 控除共	1	式			
差筋アンカー	D10 横向き	1	式			
差筋アンカー	D13 横向き	1	式			
<コンクリート>						
土間コンクリート	Fc=21 SL-18	4.6	m <sup>3</sup>			
コンクリート打設手間	圧送費共	1	式			
<型枠>						
普通合板型枠	基礎部	3.9	m <sup>2</sup>			
型枠運搬費		1	式			
小計						
【エレベーター】						
<土工>						
根切り	小規模土工	17	m <sup>3</sup>			

特別教室管理棟		躯体改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
埋戻し(B種)	小規模土工 発生土	6.9	m <sup>3</sup>			
床付け	つば, 布掘り	4.3	m <sup>2</sup>			
残土処分	場外自由処分 運搬費共	10.1	m <sup>3</sup>			
<地業>						
砂利地業	再生クッション	1.2	m <sup>3</sup>			
<鉄筋>						
異形棒鋼	SD295A D10	0.3	t			
異形棒鋼	SD295A D13	0.3	t			
鉄筋加工組立	運搬費、スクラップ 控除共	1	式			
差筋アンカー	D13 横向き	1	式			
接着系あと施工アンカー	D13 横向き	1	式			
<コンクリート>						
基礎コンクリート	Fc=21+S SL-18	2.6	m <sup>3</sup>			
捨てコンクリート	Fc=18 SL-15	0.3	m <sup>3</sup>			
コンクリート打設手間	圧送費共	1	式			
無収縮モルタル注入	試験費共 Fc=30	0.2	m <sup>3</sup>			
<型枠>						
普通合板型枠	基礎部	16.9	m <sup>2</sup>			
無収縮モルタル用型枠	両面木製 シール共	26.6	m			
型枠運搬費		1	式			

特別教室管理棟		躯体改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
<鉄骨>						
(鋼材費)						
H形鋼	SS400 H-250×125×6×9	0.2	t			
H形鋼	SS400 H-125×125×6.5×9	0.2	t			
鋼板	SS400 PL-6	0.1	t			
鋼板	SS400 PL-12	0.1	t			
鋼板	SS400 PL-16	0.1	t			
高力ボルト	S10T M16 L=50	1	式			
(製作費)						
工場加工組立費	現場実測、工作図、社内検査 溶接、スクラップ 控除共	1	式			
現場工事費	高力ボルト締付含む	1	式			
錆止め塗料塗り	JIS K5674 I種 工場1回、現場1回	1	式			
梁耐火被覆	梁 1時間耐火t=25 半乾式ワックス吹付 10.6㎡程度	1	式			
鉄骨運搬	場内小運搬含む	1	式			
小計						
計						















































特別教室管理棟		電灯設備		電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【障がい】						
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠べい・埋込配管 28mm	6	m			
ボックス類		1	式			
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形 (VVF)	1.6mm- 2C ビット・天井	33	m			
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形 (VVF)	1.6mm- 3C ビット・天井	6	m			
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形 (VVF)	1.6mm- 3C FEP内 (PF・CD)	12	m			
LED照明器具	(A)	6	個			
人感センサー	換気扇連動 WTK2604 相当	3	個			
操作ユニット	2回路用 WTC5822W 相当	3	個			
壁貫通処理		1	式			
小計						
【エレベーター】						
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形 (VVF)	2.0mm- 2C ビット・天井	16	m			
LED照明器具	(B)	3	個			
既設電灯盤改造	L-1-2 ELCB2P50/20×1 増設	1	面			
撤去費	蛍光灯、ケーブル等	1	式			
小計						
計						

特別教室管理棟		電灯設備		コンセント分岐		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
【障がい】						
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 22mm	27	m			
ボックス類		1	式			
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形 (VVF)	2.0mm <sup>2</sup> - 3C ビット・天井	36	m			
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形 (VVF)	2.0mm <sup>2</sup> - 3C FEP内 (PF・CD)	27	m			
コンセント (金属プレート付)	連用形2P15A×2 (接地極×2 接地端子×1付 一体形) 125V	9	個			
既設電灯盤改造	L-1-2, L-2-2, L-3-2 ELCB2P50/20×1 増設	3	面			
小計						
【エレベーター】						
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル平形 (VVF)	2.0mm <sup>2</sup> - 3C ビット・天井	10	m			
コンセント (金属プレート付)	連用形2P15A×2 (接地極×2 接地端子×1付 一体形) 125V	1	個			
既設電灯盤改造	L-1-2 ELCB2P50/20×1 増設	1	面			
小計						
計						







特別教室管理棟		誘導支援設備		インターホン		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【障がい】						
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 22mm	18	m			
1種金属線び(MM1)	A型(25.4mm)	6	m			
1種金属線び(MM1)	B型(40.4mm)	5	m			
1種金属線び(MM1) 付属品	コーナーボックス、スイッチボックス等	1	式			
AEケーブル	1.2 mm <sup>2</sup> 3C ピット・天井	198	m			
トイレ呼出表示器	3窓 壁掛型	1	面			
呼出表示灯		3	個			
呼出ボタン	壁付(ひも付き)	6	個			
復帰ボタン		3	個			
小計						
【エレベーター】						
1種金属線び(MM1)	A型(25.4mm)	4	m			
1種金属線び(MM1) 付属品	コーナーボックス、スイッチボックス等	1	式			
FCPEVケーブル	0.9 mm <sup>2</sup> 5P ピット・天井	48	m			
小計						
計						

特別教室管理棟		火災報知設備		自動火災報知		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
【障がい】						
ボックス類		1	式			
AEケーブル	1.2 mm <sup>2</sup> 4C ピット・天井	26	m			
スポット形感知器	定温式 1種 防水	3	個			
ハツリ貫通		1	式			
小計						
【エレベーター】						
1種金属線び(MM1)	A型(25.4mm)	4	m			
1種金属線び(MM1) 付属品	コーナーボックス、ジャンクションボックス	1	式			
AEケーブル	1.2 mm <sup>2</sup> 4C ピット・天井	61	m			
HPケーブル	1.2 mm <sup>2</sup> 2C ピット・天井	52	m			
光電式煙感知器	1種 非蓄積型 露出	1	個			
取外し再取付費	光電式煙感知器	1	式			
撤去	感知器、ケーブル等	1	式			
小計						
計						

























特別教室棟		給水設備			屋内給水設備	
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【障がい】						
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VD)	ねじ接合 屋内一般 25A	3	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VD)	ねじ接合 機械室・便所 20A	3	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VD)	ねじ接合 機械室・便所 25A	3	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VD)	ねじ接合 機械室・便所 40A	2	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	ねじ接合 屋内一般 20A	1	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	ねじ接合 屋内一般 25A	12	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	ねじ接合 屋内一般 32A	1	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	ねじ接合 屋内一般 65A	3	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 20A	12	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 25A	2	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 32A	3	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 40A	10	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 50A	6	m			
給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 65A	16	m			
仕切弁(管端防食コア)	5K(ねじ・給水用) 40A	3	個			
仕切弁(管端防食コア)	5K(ねじ・給水用) 50A	1	個			
保温工事	SUSラッピング 共	1	式			
掘方埋戻し		1	式			
既設配管切断接続費	化粧プラグ止め含む	1	式			





特別教室棟		排水設備			屋内排水設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
【障がい】							
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	屋内一般 50A	10	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	屋内一般 75A	12	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	屋内一般 100A	22	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	機械室・便所 40A	5	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	機械室・便所 50A	2	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	機械室・便所 75A	5	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	機械室・便所 100A	3	m				
通気・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	機械室・便所 40A	1	m				
通気・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	機械室・便所 50A	3	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	屋内一般 50A	1	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	屋内一般 65A	14	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	機械室・便所 40A	7	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	機械室・便所 65A	3	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	機械室・便所 75A	14	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	機械室・便所 100A	11	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	機械室・便所 40A	2	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	機械室・便所 50A	6	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	機械室・便所 75A	10	m				
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管(VP)	機械室・便所 100A	7	m				















## 特記仕様書

### 【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

### 【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者
	氏 名 ○○ ○○
	工事名 ○○○○工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会 社 ○○○○株式会社 印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

### 【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、工事の施工中は出入口等に、誘導員を配置して事故防止に努めること。

### 【墜落制止用器具着用に関する事項】

本工事は、墜落制止用器具着用を要件とし、安全対策に努めること。

### 【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めるときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

### 【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

### 【工事实績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

### 【法定外の労災保険の付保】

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に付さなければならない。また、津市工事請負契約約款第57条第3項の定めにより、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示すること。

**【現場パトロールに関する事項】**

本工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において工事中の施工状況の確認等を行う現場パトロールの対象となります。

**【石綿除去に関する法令等】**

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「大気汚染防止法」等を遵守すること。

「石綿障害予防規則」に基づく石綿作業主任者を選任し管理すること。

**【施工体制台帳】**

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

**【社会保険等未加入対策】**

適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

**【完成報告書】**

工事完成報告書の提出部数は3部とする。

**【木材の調達目標】**

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注1 「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。

また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。

注2 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

**【再生砕石（RC-40）の使用についての留意事項】**

再生砕石を納入の都度、監督員に納品伝票（写し）を提出すること。

再生砕石の使用にあたっては、監督員に確認を受けた再生砕石以外の再生砕石等が混入しない対策や、施工前に異常（異物の混入、軽いなど）を発見した場合は、使用しないなどの品質管理に努めること。

**【鋼材及び建築設備等の調達に関する事項】**

受注者の責めに帰すことができない社会情勢等による影響を起因とした事情により、最大限の努力をもってしても、鋼材（高力ボルト等の二次製品を含む。）及び建築設備等（新型コロナウイルス感染症の拡大を含む。）の調達に期間を要する場合は、受注者からの申出により工期延長の協議の対象とする。

**【設計変更に関する事項】**

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）を参考とする。

（津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

**【建設発生土に関する事項】**

受注者は、建設発生土を民有地へ処分する場合は土地所有者から「建設発生土受入承諾書」を得たうえで監督員に報告すること。なお、建設発生土を搬出する場合は「建設発生土搬出伝票」を発行し、搬出先、搬出土量等を把握すること。

## 特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。</p> <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
配慮依頼事項	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。</p>
津市公契約条例	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>



## 特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容</p> <p>8 労働報酬下限額の試行について</p> <p>(1) 受注者は、試行対象契約（以下「対象契約」という。）の受注関係者（下請業者等）及び労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該試行について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。</p> <p>(2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。</p> <p>(3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。</p> <p>(4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。</p> <p>(5) 津市が行う労働報酬下限額の試行に係るアンケート調査について協力すること。</p> <p>(6) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及びアンケート調査を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。</p> <p>(7) (1)から(6)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の試行に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。</p> <p>(8) 労働報酬下限額の試行に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。</p>
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	<p>本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。</p> <p>1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請業者をはじめ、下請業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。</p> <p>3 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。</p> <p>4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。</p> <p>5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。</p> <p>6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。</p> <p>なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。</p> <p>7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。</p> <p>この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金の変更の対象とするものとする。</p>

## 令和 3 年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	8 9 0 円
---------	---------

## ワンデーレスポンス実施に関する特記仕様書

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。  
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。  
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。  
なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。